

太陽光発電設備の設置をお考えの皆さまへ



10/13(火)から受付再開予定

(但し、9月議会で補正予算が成立することが条件)

県では太陽光発電設備の設置を促進させるため、個人を対象に指定金融機関で融資を受けられた際の利息を全額補助する制度を実施します。

利用方法には以下の2種類があります。

利子補給 (償還期間：最長10年)

※ 1

(償還期間：最長10年6ヶ月)

南都銀行

奈良県農業協同組合

無利子融資 (償還期間：最長15年)

※ 2

奈良信用金庫

大和信用金庫

奈良中央信用金庫

※1 利子補給…申込者は年度末に支払った利息分を県に請求してください。

※2 無利子融資…申込者は元金のみの返済です。(利息相当額は県が直接、金融機関に支払います。)

[対象者] 県内に居住又は居住予定の個人

[融資額] 上限200万円

[注 意]・予算の範囲内で受付します。

- ・別途、各金融機関が定める保証料が必要な場合があります。また、貸付にあたっては各金融機関による審査が必要です。
- ・遅くとも平成22年3月31日までに、金融機関から融資を実行(裏面フロー図④参照)していただく必要があります。

申込み方法

必要書類を添えて、各金融機関の本・支店にお申し込み下さい。

(書類の提出は後日でも可能です。まず、各金融機関で受付を行って下さい。)

(必要書類)

- ①裏面の「融資申込み」の書類(県指定の書類は県ホームページ「エコなら」より入手できます。)
- ②各金融機関の融資を受けるのに必要な書類(各金融機関にお問い合わせ下さい。)

詳細は県ホームページ「エコなら」をご覧になるか県環境政策課、又は各金融機関にお問い合わせ下さい。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県景観・環境局 環境政策課 地球環境係

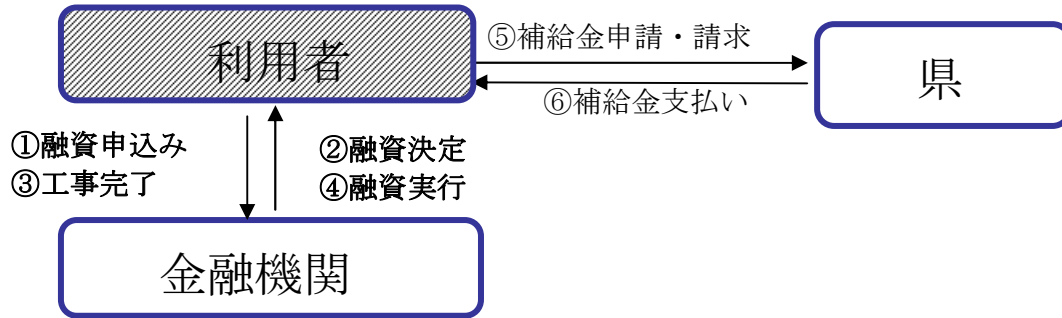
TEL: 0742-27-8733(直通)

FAX: 0742-22-1668

ホームページ「エコなら」: <http://www.eco.pref.nara.jp>

窓 口 と 必 要 書 類

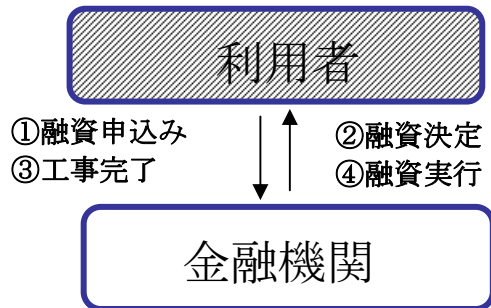
【 利 子 補 給 の 場 合 】



	書類名	入手先等
①融資申込み	・ 工事請負契約書又は売買契約書 ※原本	設置工事者等
	・ 設置に係る内訳書 ※原本	設置工事者等
	・ 納税証明書[3ヶ月以内のもの] (県税全税目について滞納のないこと) ※原本	各県税事務所
	・ J-PEC*発行の交付決定通知書 ※原本	J-PEC
③工事完了	・ 電力受給契約書 ※原本	電力事業者
	・ 工事完了届	利子補給第3号様式
(年度末に県に直接、提出) ⑤補給金申請・請求	・ 利子補給交付申請書	利子補給第6号様式
	・ 利子補給交付請求書	利子補給第9号様式
	・ 償還予定表の写し ※写し	金融機関

※J-PEC：太陽光発電普及拡大センター（国の補助金交付団体）

【 無 利 子 融 資 の 場 合 】



	書類名 ※全て原本	入手先等
①融資申込み	(利子補給と同様)	(利子補給と同様)
③工事完了	・ 電力受給契約書	電力事業者
	・ 工事完了届	第3号様式